



平成 25 年 11 月 13 日

各 位

上場会社名 帝国繊維株式会社
代表者 代表取締役会長 飯田 時章
(コード番号 3302)

問合せ先 取締役経営企画部長 阪田 繁
(TEL. 03-3281-3022)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行と募集事項を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員の職務遂行、業績向上に対する意欲、士気を一層高めることを目的とし、当社従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションを割り当てるものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

帝国繊維株式会社従業員向け新株予約権（株式報酬型）

(2) 新株予約権の総数

40 個を上限とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数

当社従業員に対し、40 個を上限として割り当てる。

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、500 株とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社の平成25年11月13日開催の取締役会決議により、当該払込金額の払込債務と相殺することを条件として当該者に対して付与した、当社に対して有する金銭債権をもって相殺するものとする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成25年11月29日から平成26年2月28日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社の従業員その他これに準ずる地位にあることを要し、当該地位を失った時点以降、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。但し、新株予約権を相続した者については、この限りでない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、保有する全ての新株予約権を一括して行使するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の割当日

平成25年11月28日

以 上